

事 務 連 絡
令和5年7月13日

建設業者団体の長 殿

国土交通省 不動産・建設経済局
建設業課 建設業技術企画室長

ストックヤード運営事業者登録制度の活用及び周知のお願い

日頃より、建設業行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和3年7月に熱海市で発生した土石流災害を受け、不法・危険盛土等の発生を防止するため、建設発生土の適正利用等を徹底する観点から、資源有効利用促進法の省政令改正により、元請業者に搬出先の盛土規制法の許可等の確認や搬出後の土砂受領書の確認などが義務づけられています。

令和6年6月からは、ストックヤードへ搬出した場合においても最終の搬出先まで確認を行うことが義務づけられることになります。

そこで、工事の発注者や工事を請け負う業者の方々に、登録ストックヤード（ストックヤード運営事業者登録制度により登録されたストックヤード）を使えば、最終搬出先までの確認が不要になることより、登録ストックヤードの活用や普段からお取引のあるストックヤード事業者の皆様に登録制度を紹介いただくようお願いいたします。

貴団体におかれましては、貴団体傘下の本制度に関係する建設業者等に対して周知いただきますようお願い申し上げます。

<添付資料>

○元請業者向けチラシ

令和6年6月より建設発生土の搬出先の確認が最終搬出先まで義務づけられます！
～ストックヤード運営事業者登録制度を活用ください～

○ストックヤード事業者向けチラシ

「ストックヤード運営事業者登録制度」を知っていますか？

令和6年6月より建設発生土の搬出先の確認が 最終搬出先まで義務づけられます！ ～ストックヤード運営事業者登録制度を活用ください～

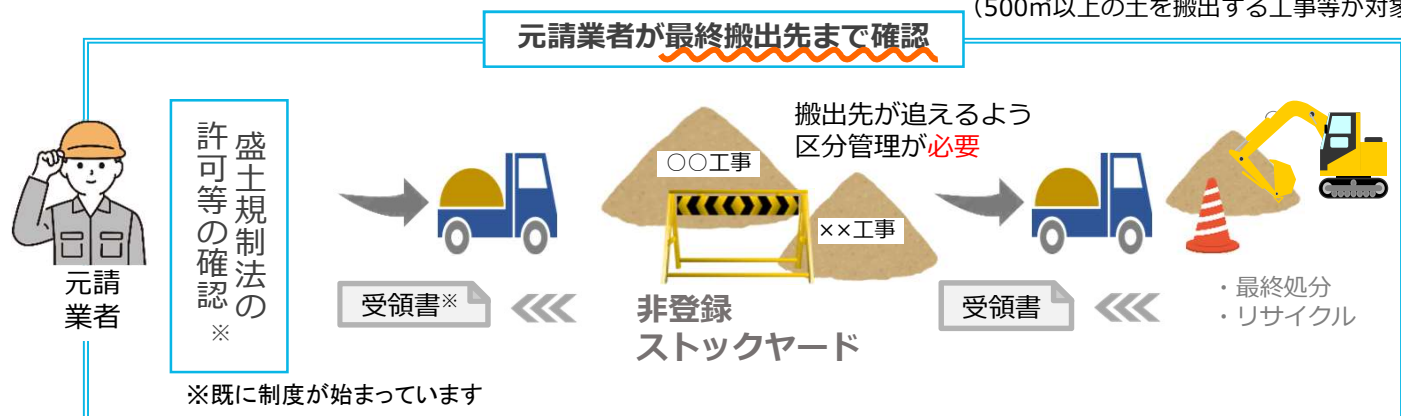
令和3年7月に熱海市で発生した土石流災害を受け、宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）が施行されるとともに、資源有効利用促進法省令の改正により、建設発生土が適切に利用・処分されるよう、搬出先の盛土規制法の許可等の確認や搬出後の土砂受領書等の確認が義務づけられています（次ページを確認ください）。

令和6年6月からは、ストックヤードに搬出した場合においても最終搬出先まで確認を行うことが義務づけられます。

国に登録されたストックヤードに搬出した場合は、最終搬出先までの確認を行うことが不要となります。

◆令和6年6月から始まる最終搬出先までの確認制度◆

（500㎡以上の土を搬出する工事等が対象）



登録ストックヤードに搬出した場合は
最終搬出先まで確認することが不要となります。



・最終搬出先までの確認制度（波線部）はR6.6から始まります。

普段からお取引のあるストックヤード事業者の皆様、
登録制度のご紹介をお願いします。

「建設発生土の搬出先の明確化」による 新たな制度が始まっています！ ～資源有効利用促進法省令改正～

「建設発生土の搬出先の明確化等」の取組として、資源有効利用促進法の省令改正（令和5年1月より順次施行）により、搬出先の盛土規制法の許可等の確認や搬出後の土砂受領書等の確認が義務づけられています。



＜再生資源の搬入又は指定副産物の搬出前に実施すること＞

- 契約の際は、運搬費その他指定副産物の処理に要する経費の見積もりを適切に行うよう努めてください。
- 再生資源利用促進計画・再生資源利用計画（以下、計画）を作成してください。
 - 一定規模以上※¹の工事を施工する場合、計画を作成すること
 - 建設発生土を搬出する際は、あわせて以下の項目の確認結果票を作成すること
 - ① 建設発生土の搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることの確認※²
 - ② 発注者等が行った土壌汚染対策法等の状況等の確認
 - 計画書は発注者へ提出し説明すること
 - 計画書は工事現場の公衆の見えやすい場所へ掲示すること
 - 作成した計画を運送事業者へ通知すること
 - 工事現場に責任者を置くことにより管理体制を整備し、同計画の事務を適切に行うこと

※1 計画を作成しなければならない一定規模以上の工事

再生資源利用促進計画（建設副産物を搬出する際の計画） 土砂500m³以上、Co塊・As塊・建設発生木材は合計が200t以上

再生資源利用計画（再生資源を利用（搬入）する際の計画） 土砂500m³以上、碎石500t以上、加熱アスファルト混合物200t以上

※2 盛土規制法や土砂条例、他法令による許可及び届出が行われているかなどを確認

＜建設発生土の搬入後又は搬出後に実施すること＞



- 建設発生土を搬出先へ搬出したときは、受領書の確認を受けてください。
- 受領書の写しを工事完成後5年間保存してください。
- 搬出先が計画書と一致することを確認してください。
- 建設発生土を他の建設工事やストックヤードから受入れたときは、搬入元に受領書を交付してください。

＜建設工事の完成後に実施すること＞



- 計画の実施状況を記録・保存してください。
 - 元請業者は、計画の実施状況を把握して記録し、受領書の写しと合わせて5年間保存すること
 - 発注者から請求があったときは、計画の実施状況を発注者に報告すること
- 建設発生土の最終搬出先の記録の作成・保存してください（令和6年6月より施行）。
 - 元請業者は建設発生土が計画に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに搬出先の名称や所在地、搬出量等を記載した書面を作成し、保存すること
 - 更に他の搬出先へ搬出されたときも同様である
 - ただし、①～④に搬出された場合は、最終搬出先の確認は不要である。
 - ① 国又は地方公共団体が管理する場所（当該管理者が受領書を交付するもの）
 - ② 他の建設現場で利用する場合
 - ③ ストックヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード
 - ④ 土砂処分場（盛土利用等し再搬出しないもの）

↑（前ページをご覧ください）

「ストックヤード運営事業者登録制度」 を知っていますか？

令和5年5月より
登録スタート

令和3年7月に熱海市で発生した土石流災害を受け、宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）が施行されるとともに、資源有効利用促進法省令の改正により、建設発生土が適切に利用・処分されるよう新たな制度が始まりました。

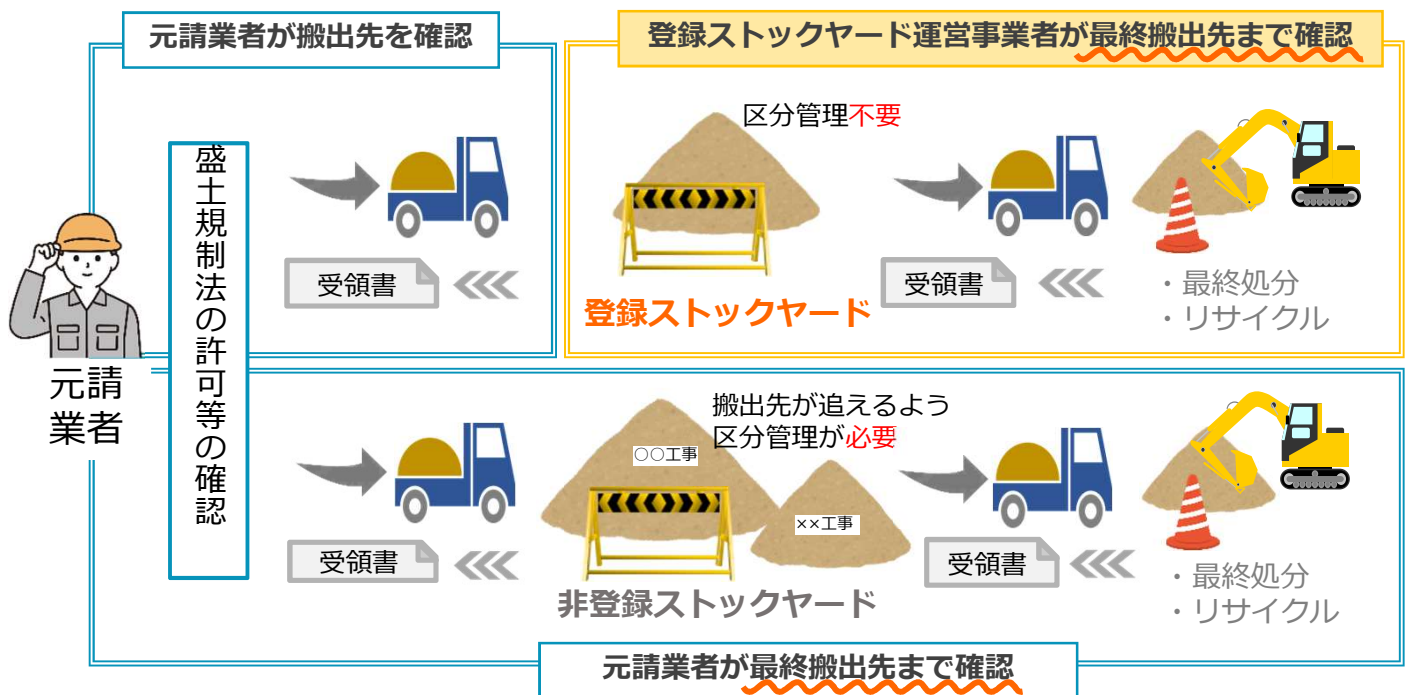
新たな制度では、**令和6年6月より**、建設発生土を搬出する工事を請負う**元請業者は**、搬出された建設発生土が不法・危険な盛土等に利用されないことがないよう、**最終搬出先まで確認することが義務づけられます**※（資源有効利用促進法省令）。

一方、**登録ストックヤードに搬出した場合は**、登録ストックヤード運営事業者がその後の適正な搬出を引き継ぐことになるので、**元請業者は最終搬出先までの確認は不要**となります。

つまり、登録ストックヤード運営事業者の皆様は、建設発生土の適切な利用・処分にに向けた枠組みの一翼を担う主体となります。

◆令和6年6月から始まる最終搬出先までの確認制度◆

※500㎡以上の土を搬出する工事等が対象



- 元請業者による搬出先の盛土規制法の許可等（盛土規制法や土砂条例等の許可又は届出、土壌汚染防止対策法等の手続き状況等）の確認、搬出先の確認（受領書の交付）は既に始まっています。
- 最終搬出先までの確認制度（波線部）はR6.6から始まります。

登録されると・・・

- 元請業者の負担が軽減することから、建設発生土の搬出先として、**選ばれやすくなる**ことが期待されます。
- 登録された事業者の一覧は、**国のHPで公表**されます。この一覧は、建設発生土を搬出する方が、搬出先を探す際に活用することも想定しています。

『ストックヤード運営事業者登録制度』の概要

<登録可能なストックヤードとは？>

- スtockヤードとは、再び搬出することを目的に、外部から搬出された土砂を一時的に堆積する場所を指します。
(例) スtockヤード、土質改良プラント、自社の資材置き場 等
- 営利・非営利の別は問いません。

<登録されたら実施する業務とは？>

- 運営するストックヤードごとに、公衆の見やすい場所に登録番号等を記載した標識を掲げてください。標識の様式は申請様式と合わせてHP※で配布しています。

土砂を搬入した際に行うこと

- 土砂を搬入する際は、搬入元に対し、受領書を交付してください。なお、受領書の写しは5年間保存する必要があります。
- 土砂の搬入管理及び記録の保存を行い、搬出記録とあわせて年一回国に報告してください。

土砂を搬出した際に行うこと

- 土砂を搬出する際は、搬出先が盛土規制法の許可地等であるか確認し、確認結果を記載した書面を作成する必要があります。詳細はHP※をご確認ください。
- 土砂を搬出するトラック運送事業者に、搬出先の確認結果を通知してください。
- 土砂の搬出を他のものに委託する場合、土砂の運搬費や処理経費を代金に適切に反映するよう努めてください。
- 土砂を搬出した際は、搬出先へ搬出したことを証明する書類として、受領書の交付を受けてください。
- 搬出先の確認結果や受領書の写し等は作成後5年間保存する必要があります。
- 他の搬出先に搬出された場合（以下①～④の場合を除く）、最終搬出先までの搬出先を確認した書面を作成してください。
- ただし、以下①～④に搬出した場合は、最終搬出先までの確認は不要です。
 - ① 国又は地方公共団体が管理する場所（当該管理者が受領書を交付するもの）
 - ② 他の建設現場で利用する場合
 - ③ スtockヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード
 - ④ 土砂処分場（盛土利用等し再搬出しないもの）
- 土砂の搬出管理及び記録の保存を行い、搬入記録とあわせて年一回国に報告してください。
- スtockヤードに土砂の搬出入を行う者が使用する車両において過積載が横行し土砂の不法投棄等を招くことがないよう、ストックヤードの利用者に対し法令を遵守するよう指導に努めてください。

<登録申請方法は？>

- 電子メール等にて管轄の地方整備局等へ申請ください。
- 申請様式はHP※よりダウンロードください。
- 申請の手引きを作成していますので、あわせてご確認ください。
- 登録料は無料です。

建設工事から発生する土の搬出先の明確化等

国土交通省
不動産・建設経済局 建設業課

建設発生土の搬出先の明確化等

盛土をめぐる現状

- 静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生
→ **甚大な人的・物的被害**（令和3年7月）
- 盛土の総点検において、**全国で約3.6万箇所を目視等により点検**（令和4年3月）



R3.7 静岡県熱海市

死者28名、住宅被害98棟



H21.7 広島県東広島市

廃棄された土石の崩落
死者1名、重傷者1名、
家屋被害1棟



R3.6 山口県多古町

廃棄された土石の崩落
死者1名、重傷者1名、
家屋被害1棟

盛土による災害の防止に関する検討会 提言（令和3年12月24日） <抜粋>

危険な盛土等の発生を防止するための仕組み

【基本的考え方】

- 危険な盛土造成等を規制するための全国一律のルール（新たな法制度）を創設し、規制を強化していくべき。
- 廃棄物が混じっていない土は、自然由来のものであり、適切に活用し、又は自然に還していくべきもの
- 新たな法制度の創設と併せ、建設現場から搬出される土についても**搬出先の適正を確保するための方策を講じることが重要**。
- 有効利用されている実態を踏まえると、搬出先の適正確保と有効利用を一体的に図る仕組みが効果的
- 発注者側における取組については、まずは国が率先して取り組むことはもとより、地方公共団体や民間発注者についても、これまで以上に積極的な役割を果たすことが求められる。

建設工事から発生する土の搬出先の明確化等

- 建設発生土について、全ての公共工事発注者に指定利用等※の原則実施を要請
※工事の発注段階で搬出先を指定する等
- 発注者に対し、契約締結時における適切な処理費用負担や、予期せぬ費用増が生じた場合には追加負担について受注者と適切に協議することを要請
- 継続的に大規模な建設工事を発注している民間発注者については、指定利用等の実施や、それが困難な場合でも元請業者により適正処理が行われることを確認するよう求める
- 民間工事も含めた取組として、資源有効利用促進法の計画制度を強化し、元請業者に対し、**事前に搬出先が適正であることを確認**させることや、**実際にそこに搬出されたことを受領書で確認**させる仕組みを構築

建設工事から発生する土の搬出先の明確化等

建設工事から発生する土

建設工事から発生する土

廃棄物混じり土

分別

廃棄物

…廃掃法に基づき適正に処理

廃棄物を分別した土

建設発生土

資源有効利用促進法※
に基づき再生資源として利用



※写真はイメージ

他工事利用

残土処分場

※資源有効利用促進法は、使用済物品や副産物（建設発生土も対象）の発生抑制及び再生資源等の利用促進に関して所要の措置を講じるもの。

指定利用等の徹底

- 全ての公共工事発注者に指定利用等の原則実施を要請 ⇒ 処分費の積算への計上を徹底
- 継続的に大規模な建設工事を発注している民間工事発注者には、指定利用等の実施や、それが困難な場合でも元請業者により適正処理が行われることを確認するよう求める

【指定利用等の取組状況】

国 : 99%
都道府県 : 88% 政令市 : 77%
市区町村(政令市除く) : 69%

※H30建設副産物実態調査結果(土量ベース)

建設発生土の計画制度の強化

【現行制度】資源有効利用促進法により元請業者に対し、搬出先(他の工事現場、残土処分場等)等を記載した再生資源利用促進計画書の作成・保存を義務付け

【再生資源利用促進計画書】 (イメージ)

計画書

請負会社 : ●●株式会社
工事所在地 : ●●市●●町●●
建設発生土 : ●●●● m³
搬出先 : ●●工事 ●●●● m³
 ●●処分場 ●●●● m³
コンクリート : ●●●●●●●●●●
アスファルト・コンクリート : ●●●●●●●●●●
木材 : ●●●●●●●●●●

- 計画書の作成対象工事の拡大（土砂1,000m³ → 500m³）、保存期間の延長（1年 → 5年）、発注者への報告と建設現場への掲示を義務化【省令改正：R4.9.2公布、R5.1.1施行】

※併せて事業所等への立入検査等の対象事業者を拡大し、チェック機能を強化

【政令改正：R4.8.30閣議決定、R4.9.2公布、R5.1.1施行】

- 搬出先の盛土規制法の許可の事前確認及び搬出後の土砂受領書等の確認、工事現場の土壌汚染対策法の手続確認を義務化【省令改正：盛土規制法の施行に合わせ施行(R5.5.26)】
ストックヤード運営事業者の登録制度の創設により、ストックヤードからの搬出先を明確化【告示：盛土規制法の施行に合わせ施行(R5.5.26)】



新たな法制度等 (盛土規制法等)

- 厳格な盛土許可制
- 不法盛土の監視強化（許可地一覧の公表・現地掲示）
- 盛土許可違反の建設業者への処分

適正化指針の変更

閣議決定：令和4年5月20日

適正化指針を改正し、設計図書等へ**搬出先に関する情報等を明記**するよう記載

◇適正化指針※1の変更ポイント（関係部分抜粋）

○建設発生土の適正処理

建設発生土の適正処理の推進のため、

- ・設計図書に明示するなどして関係間で共有すべき情報の例示に**建設発生土の搬出先に関する情報**を明記
- ・予定価格の設定に当たり適正な積算を行うべきものの例示に**建設発生土等の運搬・処分等に要する費用**を明記

※1適正化指針（公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針）とは

- ・入契法(※2)に基づき国交・総務・財務大臣が案を作成し閣議決定
- ・発注者（国、地方公共団体、特殊法人等）は、適正化指針に従って必要な措置を講ずる義務を負う
- ・国交大臣及び財務大臣は各省各庁の長等に対し、国交大臣及び総務大臣は地方自治体に対し、特に必要と認められる措置をこたすべきことを要請

※2 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

標準請負契約約款改正

中建審勧告：令和4年6月21日
令和4年9月2日

標準請負工事約款を改正し、中央建設業審議会より勧告

◇公共及び民間工事の標準請負契約約款を改正

- ① 仕様書に**搬出先の名称・所在地を定める**よう注記（令和4年6月21日）
- ② **再生資源利用促進計画**（土砂搬出等）を作成し**発注者へ提出・説明**することを注記（令和4年9月2日）

標準請負契約約款の改正について

○入契法適正化指針及び資源有効利用促進法省令改正を踏まえ、標準請負契約約款の改正を中央建設業審議会より勧告

青字: 令和4年6月21日勧告 ……仕様書に搬出先の名称・所在地を定めるよう注記

赤字: 令和4年9月 2日勧告 ……再生資源利用促進計画(土砂搬出等)を作成し発注者へ提出・説明することを注記

公共工事標準請負契約約款の改正

建設工事請負契約書(抜粋)

(八 建設発生土の搬出先等)

[注] この工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、「建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり」と記入し、仕様書に建設発生土の搬出先の名称及び所在地を定める。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。

(略)

民間建設工事標準請負契約約款(甲)の改正

建設工事請負契約書(抜粋)

八、その他 注 (略)

この工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、「建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり」と記入し、仕様書に建設発生土の搬出先の名称及び所在地を定めることが望ましい。建設発生土の搬出先の名称及び所在地を定めることが困難な場合にも、発注者は、受注者により建設発生土の適正処理が行われることを確認することが求められる。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施行前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。

(略)

公共工事標準請負契約約款は、国、地方公共団体等のみならず、電力、ガス、鉄道、電気通信等の、常時建設工事を発注する民間企業の工事(※)についても用いることができるように作成され、国の全ての機関、都道府県、政令指定都市、公共法人等に加え、電力会社、ガス会社、JR各社、NTT等の民間企業に勧告されている。

約款(甲): 民間の比較的大きな工事を発注する者と建設業者との請負契約(※を除く)についての標準約款

約款(乙): 個人住宅建築等の民間小規模工事の請負契約についての標準約款

資源有効利用促進法 政省令改正(第一弾)の概要

公布：令和4年9月2日
施行：令和5年1月1日
(省令：施行日以降に契約する工事に適用)

資源有効利用促進法について

- 建設工事の受注者及び発注者は、再生資源を利用するよう努めるとともに、自らの工事で発生した建設副産物が再生資源として利用されるよう努めなければならない。
- 主務大臣は、再生資源の利用促進に関する判断の基準（省令）を定め、基準に照らして著しく取組が不十分な一定規模以上の事業者に対し、立入検査・勧告・命令を行うことが可能。

⇒再生利用の促進・不適正処理防止の観点から、政省令を改正し、計画制度を強化。

◇計画制度・元請業者責任の強化【省令改正】※

(1) 再生資源利用促進計画の作成対象工事の拡大等

土砂等の利用量や搬出量・搬出先等を記載する再生資源利用促進計画に関して、

- ・計画作成の対象工事拡大（搬出土砂量1,000m³以上→500m³以上）
- ・計画及びその実施状況の保存期間の延長（1年→5年）

(2) 元請業者責任の強化等

- ・計画作成後の発注者への説明を義務付け
- ・発注者からの請求に応じて実施結果を報告
- ・計画の現場掲示を義務付け（インターネット公表の努力義務）
- ・元請及び下請け企業は、契約に際し、運搬費その他処理経費の適切な見積りに努める

※ 2つの省令の関係部分を改正

- ・再生資源省令
（土砂等を工事に利用する際の省令）
- ・指定副産物省令
（土砂等を工事から搬出する際の省令）

◇勧告・命令の対象事業者の範囲の拡大【政令改正】

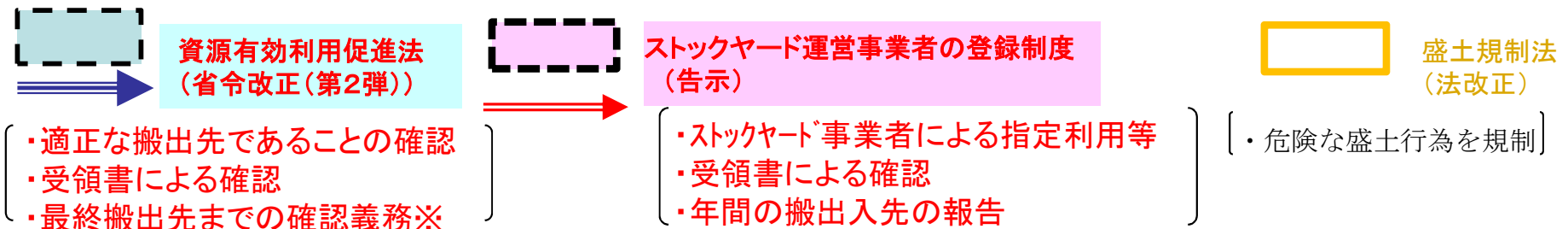
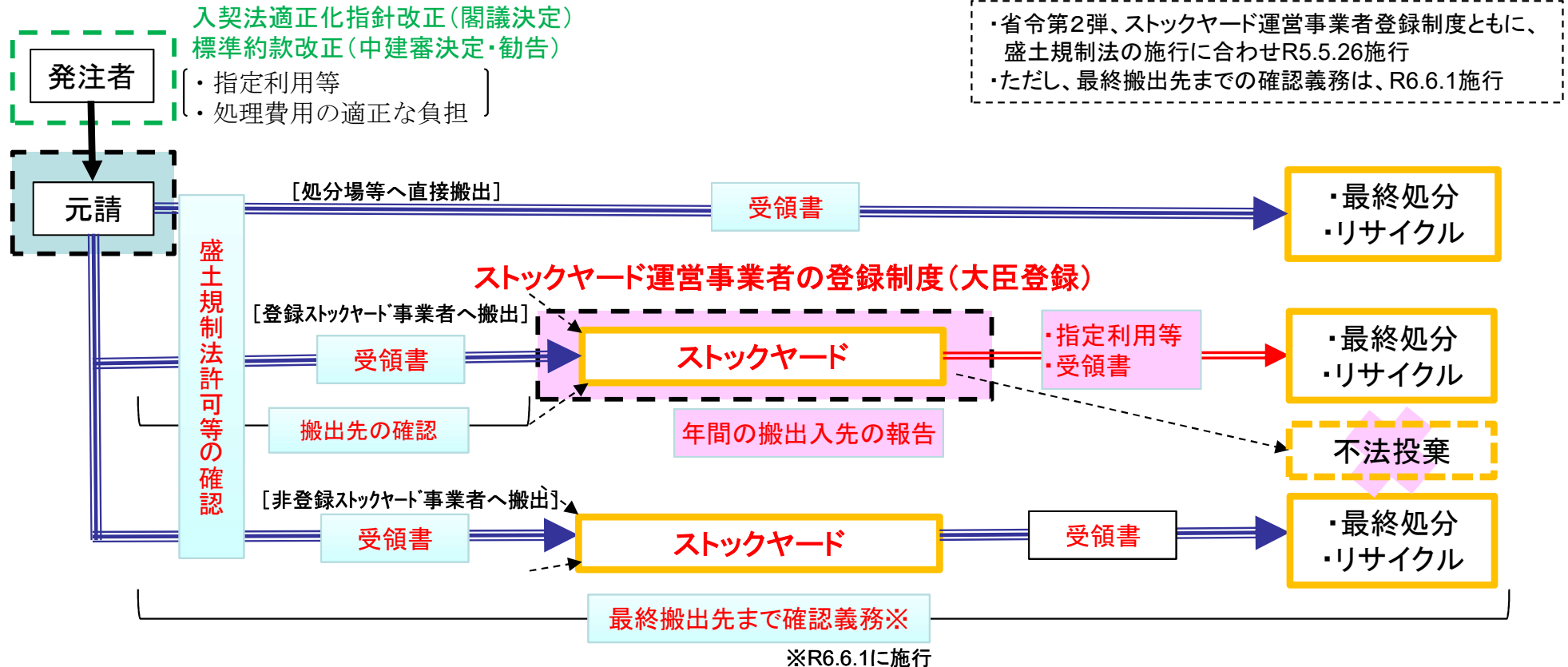
- ・より小規模な事業者も勧告・命令の対象となるよう、その基準を年間施工金額50億円以上→25億円以上に引き下げ。

盛土規制法の施行に合わせ、更なる省令改正
（搬出先の盛土規制法の許可の事前確認・
土砂受領書等の確認義務化等）

資源有効利用促進法 省令改正(第二弾)等について

盛土規制法の施行にあわせ、資源有効利用促進法の省令改正(令和4年度第2弾)及びストックヤードに関する新たな登録制度を創設する。

- 【目的】・ストックヤードに搬入された場合でも、適正な処分等がされること
・優良なストックヤード等の育成により、発生土のリサイクルを促進すること



資源有効利用促進法 省令改正(第二弾)の概要

資源有効利用促進法について

- 建設工事の受注者及び発注者は、再生資源を利用するよう努めるとともに、自らの工事で発生した建設副産物が再生資源として利用されるよう努めなければならない。
- 主務大臣は、再生資源の利用促進に関する判断の基準を定め、基準に照らして著しく取組が不十分な一定規模以上の事業者に対し、立入検査・勧告・命令を行うことが可能。

⇒主に不適正処理防止の観点から省令を改正し、新設するストックヤード運営事業者登録制度とあわせ、計画制度を強化。

◇適正な搬出先への確実な搬出等【省令改正（第2弾）】

（1）適正な搬出先への確実な搬出

- ・元請業者は事前に当該工事の搬出先が盛土規制法の許可地であるか等を確認し、結果を再生資源利用促進計画の添付資料（確認結果票）として現場掲示
 - ・元請業者は搬出先に受領書の交付を求め搬出先を確認、受領書の写しを5年間保存
 - ・元請業者は搬出先から更に他の搬出先へ搬出された場合（搬出先が以下の①②③の場合を除く）には、上記と同様に最終搬出先まで確認した書面を作成し、5年間保存
- ※
- ①国又は地方公共団体が管理する場所
 - ②他工事利用の場合であって当該建設工事の現場等
 - ③ストックヤードのうち国土交通大臣の登録を受けた場所

（2）土壌汚染対策法への対応

- ・元請業者は発注者の土壌汚染対策法等の状況を確認
- ・確認結果を（1）と同様に現場掲示

（1）（2）を盛土規制法の施行に合わせ令和5年5月26日施行、ただし、（※）については、ストックヤード事業者の登録期間を1年間設け令和6年6月1日から施行

注）令和5年1月1日施行の政省令改正を実施済み（第一弾）

（再生資源利用促進計画の作成対象の拡大、同計画の発注者への説明、現場掲示の義務化等）

○省令改正で再生資源利用(促進)計画等を工事現場の公衆の見えやすい場所に掲載することとした

○これに伴い国土交通省のホームページで掲載している参考様式に掲示様式を追加公開

建設副産物情報交換システム(COBRIS)で、掲示様式に必要情報が自動的に記入される

ホームページ公表の掲示様式(参考)

再生資源利用促進計画書 ー現場掲示用ー

1. 工事概要

発注者の商号、 名称又は氏名	法人番号			作成・更新年月日	令和	年	月	日	
	請負会社名				工事責任者				
	会社所在地	TEL							
工事名	工事施工場所		工期	令和	年	月	日から	日まで	

2. 建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	①発生量 (掘削等) =②+③ 小数点第三位まで	現場内利用		現場外搬出について						再生資源 利用促進率 ②+④ ① (%)
		②利用量 小数点第三位まで	うち現場内 改良分 小数点第三位まで	搬出先名称	搬出先場所住所	搬出先の種類	③現場外搬出量 小数点第三位まで	うち現場内 改良分 小数点第三位まで	④再生資源 利用促進量	
コンクリート塊	0.000 トン	0.000	0.000	搬出先1		トン	トン	トン	0.000 トン	0%
コンクリート塊 (コンクリート塊、ブロック、管、パイプ、その他、 敷設材が廃棄物(なすひも)等)	0.000 トン	0.000	0.000	搬出先1		トン	トン	トン	0.000 トン	0%
アスファルト コンクリート塊	0.000 トン	0.000	0.000	搬出先1		トン	トン	トン	0.000 トン	0%
第一種 建設発生土	0.000 地山m ³	0.000	0.000	搬出先1		トン	トン	トン	0.000 トン	0%
第二種 建設発生土	0.000 地山m ³	0.000	0.000	搬出先1		地山m ³	地山m ³	地山m ³	0.000地山m ³	0%
第三種 建設発生土	0.000 地山m ³	0.000	0.000	搬出先1		地山m ³	地山m ³	地山m ³	0.000地山m ³	0%
第四種 建設発生土	0.000 地山m ³	0.000	0.000	搬出先1		地山m ³	地山m ³	地山m ³	0.000地山m ³	0%
資源土以外の泥土 ※	0.000 地山m ³	0.000	0.000	搬出先1		地山m ³	地山m ³	地山m ³	0.000地山m ³	0%
資源土※ (建設汚泥を除く)	0.000 地山m ³	0.000	0.000	搬出先1		地山m ³	地山m ³	地山m ³	0.000地山m ³	0%

※ 発注者と協議し、必要に応じて記載

※既存の再生資源利用(促進)計画様式に掲示様式のシートを追加し、「発注者の商号、名称又は氏名」の記入を除き、既存様式に入力した内容が、掲示様式に自動的に転記される。

【ホームページ掲載先】

国土交通省ホーム> 政策・仕事> 総合政策> リサイクル> 建設リサイクル推進施策 情報交換システム> 建設リサイクル報告様式
URL: https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票

土砂の搬出に係わる土壌汚染対策法等の手續確認結果

注) 結果区分が①の場合には、建設発生土ではなく汚染土としての取扱いとなる

土壌汚染対策法等手続の確認フロー(●●工区)



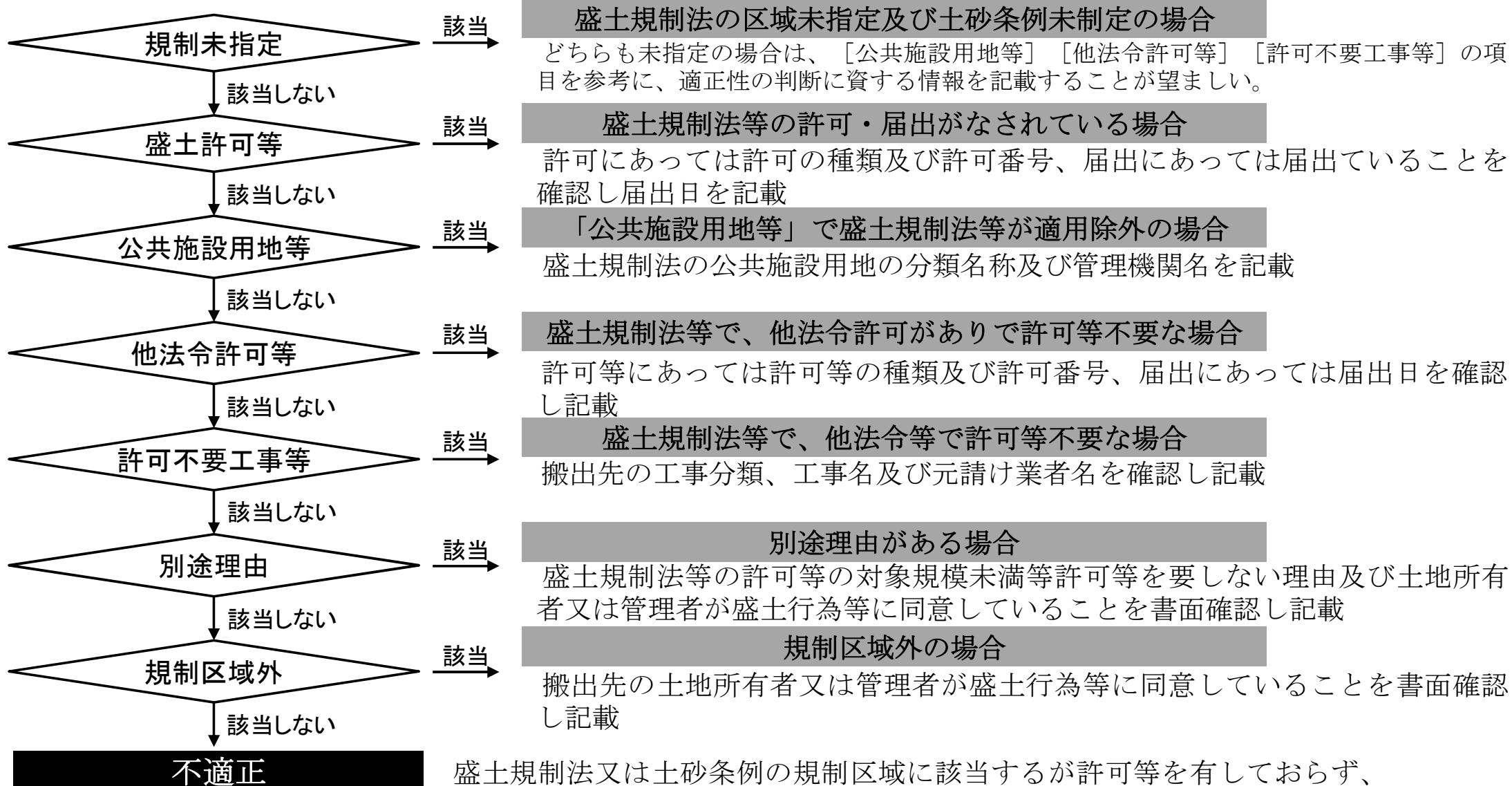
- ・フローのうち該当する箇所(Yes又はNo)を赤色に着色ください。
- ・本フローは確認結果票とともに記録・保存してください。
- ・詳細は「確認結果票作成に当たっての解説(土壌汚染対策法等の手続確認編)」を参照ください。

確認結果票に反映

省令改正(第二弾)に対応した現場掲示について

確認結果票の記載内容(建設発生土の搬出先の確認)

搬出する建設発生土が不法な盛土等に悪用され危険な盛土等となることを防ぐため確認



盛土規制法又は土砂条例の規制区域に該当するが許可等を有しておらず、また、許可等が不要な理由もないため適正な搬出先ではない

受領書(搬出したことを証する書面)記載例

- 受領書の交付により、元請建設工事事業者等※¹が土砂をどこに運んだのかを明確にするとともに、搬出した土砂を引き継いで管理する者を明確にすることを目的としている。
- 受領書は建設発生土の搬出先を事後的に確認できるようにするための証明資料であり、搬出元と搬出先が同一の者である場合には、搬出先に搬出したことを証する書面(土砂搬出及び受領証明書)を作成し受領書と見なすものとする。

受領書(記載例)

記載事項

- 搬出先の名称
- 搬出先の管理者の商号、名称又は氏名
- 搬出元の名称
- 搬出量
- 搬出が完了した日
- 土砂の利用種別(盛土利用等又は一時堆積)※²
- 土質区分※³及び地山量、締固め量、ほぐし土量

※¹ 建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令

第9条(管理体制の整備)により定める工事現場における責任者(監理技術者など)

※² 盛土利用等:土砂を再び搬出しないことを前提に盛土への活用や土砂の

処分をする場合

一時堆積:土砂を再び搬出することを目的に外部から搬入された土砂を一時的に堆積する場合

※³ 土質区分は、発生土利用基準(国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号平成18年8月10日による区分を標準とする。なお、これにより難しい場合は土質材料の工学的分類体系((公社)地盤工学会)による。

- 令和6年6月1日以降新たに請負契約を締結する工事の元請建設工事事業者等は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先から(①～③を除く)から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに受領書記載事項を記載した書面を作成すること。
- 計画の記載した搬出先から他の搬出先に搬出された場合等に作成する書面の様式はHPに掲載しています。「建設発生土の搬出先計画制度」と検索)○別添1 計画に記載した搬出先から他の搬出先に搬出された場合等に作成する書面(参考例)

令和●年●月●日

(搬出元)
●●●●●建設工事
責任者※³ ●●●●●殿

(受領先)
■●■●■建設工事
責任者※³ ■●■●■

土砂受領書

受領先の名称及び所在地: ■●■●■建設工事
■●県■市■町■丁目■番地■地内

受領した管理者の商号: ■●■●■建設(株)

搬出元の名称及び所在地: ●●●●●建設工事
●●県●市●町●丁目●番地●地内

土砂の搬出量: 盛土利用等 第1種建設発生土 ●●●●●m³(地山量)
一時堆積 第1種建設発生土 ●●●●●m³(地山量)

搬入が完了した日: 令和●年●月●日

最終搬出先までの確認が不要となる搬出先

- ① 国又は地方公共団体の管理する場所
- ② 他の工事現場での利用
- ③ スtockヤード運営事業者登録制度に登録されたStockヤード
- ④ 土砂処分場(再搬出を前提としないもの)

ストックヤード運営事業者登録制度の概要

ストックヤード運営事業者の登録制度について

- 資源有効利用促進法省令改正（第2弾）と連携し、**ストックヤード運営事業者を国に登録する制度を創設**

①ストックヤード運営事業者の登録制度創設の目的

ストックヤードに搬入された建設発生土の適正処理に資するため、適正処理の観点で一定の要件を満たすストックヤード運営事業者を国に登録する制度を創設。これにより、優良なストックヤード運営事業者を育成し、建設発生土の適正処理及びリサイクルを促進する。

②登録の拒否要件

- ・破産者、禁固刑を終え5年以内の者、不正又は不誠実な行為をするおそれのある者、暴力団等の関与がある者 など
- ・登録取消し後5年以内の者や盛土規制法などの法令による是正命令等を受けている者 など

③登録した業者の業務

- ・ストックヤードから土砂を搬出する場合、事前に搬出先が盛土規制法の許可地であるか等を確認した書面を作成、また、搬出後に搬出先に受領書の交付を求め搬出先を確認
- ・上記の搬出先から更に他の搬出先へ搬出された場合（搬出先が以下の①②③の場合を除く）には、最終搬出先までの搬出先を確認した書面を作成
 - ①国又は地方公共団体が管理する場所
 - ②他工事利用の場合であって当該建設工事の現場等
 - ③登録ストックヤード
- ・ストックヤードの土砂の搬出入管理及び記録の保存を行い、事業年度ごとに管理状況年報を国に報告 など
- ・ストックヤードに土砂が搬入された場合、搬入元に受領書を交付

※

※ 本項目は令和6年6月1日から施行

④登録した事業者に対する国の対応等

国は、ストックヤード運営事業の適正な運営を確保するため登録業者に対して以下の対応を実施

- ①業務に関する報告又は資料提出の請求
- ②業務に関する不正・不誠実行為等に対する勧告等
- ③不正登録や虚偽報告、上記勧告等の無視、盛土規制法などの法令による勧告や改善命令を受けた場合等における登録取消し

⑤発生土のリサイクルの促進

- ・国はストックヤード運営事業者のリストを公表。その際、搬入・搬出する土の種類、連絡先等を掲載

※登録の事務は、各地方整備局建政部建設産業課等が担当

資源有効利用促進法の改正省令等の施行スケジュール

- 資源有効利用促進法による建設発生土の搬出計画制度の強化について、盛土規制法の施行にあわせ施行
- ただし、ストックヤードを経由した場合の最終搬出先確認には、登録猶予期間(約1年)を設ける

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
-------	-------	-------	-------

